

事務連絡
令和3年9月29日

各〔都道府県
市区町村〕
保育主管部（局）
地域子ども・子育て支援事業主管部（局） 御中
認可外保育施設主管部（局）

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

保育所、放課後児童クラブ等における感染対策の徹底について（周知）

このたび、9月30日付で新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が終了することとなりました。

しかしながら、保育所、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業等における感染対策は引き続き重要であり、この点、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（令和3年9月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）【別添1】においても「子供のそれぞれの居場所における感染対策の周知徹底を図る」とこととされたところです。

これを踏まえて、貴部（局）におかれましては、これまで下記によりお示ししている感染対策を改めて徹底するとともに、管下の保育所、放課後児童クラブ等に対しても感染対策を徹底するよう周知をお願いします。

記

- 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&A（第十一報）（令和3年9月21日現在）【別添2】
- 地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQ（令和3年9月21日現在）【別添3】

(問合せ先)

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線4854, 4839)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

(認可外保育施設について)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線4838)

FAX : 03-3595-2313

E-mail : ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

(利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブ、児童厚生施設について)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線4966)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : clubsenmon@mhlw.go.jp

以上

新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組

令和3年9月28日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

新型コロナウイルス感染症に対しては、これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、感染防止対策、医療提供体制の拡充、ワクチン接種の促進を一体的に進めることを通じ、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制し国民の健康と命を守ることを第一に、同時に社会経済活動を完全に停止させることのないよう、ポイントを絞って必要な対策を講じてきた。また、この間、新型コロナウイルスの影響により事業の継続や生活において困難に直面した方々には、必要な支援策がいきわたるよう努めてきた。

【感染拡大防止策】

感染拡大の防止の基本は、個々人が三つの密の回避、人ととの距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底することであり、加えて、国及び自治体が積極的・戦略的な検査と積極的疫学調査により、感染拡大の起点となっている場所や活動を特定して効果的な対策を講じること、さらに、人流やとの接触機会を削減することが重要である。

これまで改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の措置を使いながら、専門家の分析等で感染リスクが高いとされた飲食の場面を極力回避するため、飲食店の時短営業及び酒提供の停止の措置を講じてきたほか、人流やとの接触機会を徹底的に削減する観点から、外出・移動の自粛、イベント及び大規模集客施設への時短要請などの取組を進めてきた。

特に、本年の3月下旬以降は、より感染力の強い変異株の出現による急速な感染拡大に対し、改正法で創設されたまん延防止等重点措置区域における機動的な対策、ゴールデンウィーク期間中のイベントの無観客開催、大規模集客施設の休業などの集中的な対策をはじめ、緊急事態宣言等の下で、全国的に度重なる強い措置を講じてきた。また、強い感染力を持つデルタ株が出現し、10代を含めた若年世代にも感染が拡大したことにより、それまでの飲食への対策、人流抑制の取組のほか、再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、PCR検査を用いたモニタリング検査を大幅に強化するとともに、学校における感染対策を強化する観点から、軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することができるよう、学校等への抗原簡易キットの配布を行って

いる。さらに、健康観察アプリを活用し、早期に検査につなげる取組も始まっている。

【ワクチン接種の進展とこれに伴う患者像の変化】

ワクチンについては、本年2月に医療従事者向け接種を開始し、4月に高齢者向け接種を開始、5月から本格的に接種を進め、4月末には医療従事者の接種会場への派遣を可能にする他、接種費用への時間外・休日加算相当分の上乗せや接種回数の多い施設への支援の措置により、1日100万回を超えるスピードで接種を進めることができ、7月末には希望する高齢者への2回接種を概ね完了した。自治体での接種努力に加えて、企業等による職域接種等を行うことにより、10月上旬までに供給されるワクチンは対象人口の9割が接種できる数量に達する。

ワクチンの総接種回数は、9月26日現在で1億5,000万回を超えており（1億5949万4782回）。1回目接種を終えた方は全人口の68.7%（12歳以上の対象人口比75.4%）、2回目接種を終えた方は57.2%（同63.2%）と5割を超えていている。

ワクチン接種については、発症予防、重症化予防の効果が期待されており、海外では一定の感染予防効果を示唆する報告も見られる。日本における発症予防効果については、ワクチン2回接種14日以降で95%程度とする報告がある。最も重症化リスクの高い群である高齢者の約9割が2回接種を終えたこともあり、感染者数の増加に比べ、重症者数、死亡者数の増加は少なくなっている。今回の感染拡大では、7月と8月で感染者を10万人、死亡者を8,000人減らすことができたとの試算もある。10月から11月のできるだけ早い時期に、希望する全ての方への2回のワクチン接種の完了を目指し、引き続き取組を進めていく。

直近では、感染者数の増加に比べ、重症者数、死亡者数の増加が少なくなっていることに加え、感染者数や死亡者数に占める高齢者の割合が低下しており、患者像に変化が見られる。また、後述のとおり、医療提供体制の強化が進められると同時に、陽性者の治療については、中和抗体薬が利用可能となるなど、選択肢が確実に増えてきている。こうした中で、日々の新規陽性者数の持つ意味は相対的に低下してきている。

【医療提供体制の強化】

7月以降も全国で約4,800床の病床と約14,000室の宿泊療養施設を確保する等、これまで各都道府県において、感染拡大の経験を踏まえた医療提供体制の段階的な強化が進められてきた。

また、病床やホテル等の宿泊療養施設の確保に加え、自宅療養等を行う場合の診療体制の整備や、My HER-SYS等の導入の推進による健康観察体制の整備が進められてきた。国としても、往診や訪問診療、訪問看護の診療報酬の評価の拡充等を行ってきた。

さらに、9月27日時点で、入院待機施設は18都道府県53施設、臨時の医療施設は22都道府県39施設を設置する等、病状悪化時に確実に酸素投与や治療につなげることのできる体制の整備や酸素濃縮装置の確保の取組を進めてきた。今後も都道府県等と密接に連携し、これらの取組を支援していく。

軽症から中等症（I）の患者を投与対象とするはじめての治療薬として7月19日に特例承認がなされた中和抗体薬（ロナプリーブ）については、短期入院による投与や投与後の観察体制の確保等の一定の要件を満たした医療機関による自宅療養者に対する外来・往診での投与など取組を進めており、これまで約34,000人に使用されている。中和抗体薬の投与により重症化を防止することは、医療提供体制のひっ迫を防ぐためにも重要であり、引き続き投与体制の充実を進める。

【今後の取組の方向性】

直近の感染は、足元では下降傾向にあるが、これは、ワクチン接種の進展による社会全体の感染予防効果の底上げ、感染の主な起点である飲食の場面における対策の強化をはじめとする感染リスクの高い接触の場面の削減等によるものと考えられる。また、今回の7月からの感染拡大期はこれまでに比べ陽性者数において非常に大きなものであったが、ワクチン接種の進展により、患者像が変化し、さらに中和抗体薬等が開発されたこともあり、医療施設や医療人材を適切に配置することで、一定の感染規模であれば、一般医療と調和をとりながら、安定的に患者対応を行うことが可能となる。

今後、ワクチン接種を一層進捗させ、医療供給体制をもう一段整備し、感染拡大に対する社会の耐性を高めながら、現在適用している日常生活の制限を段階的に緩和し、感染対策と日常生活を両立させることを基本として、政策を展開していく。

1 医療提供体制の充実・強化について

今回の感染の波では、強い感染力を持つデルタ株の影響により、想定を上回るスピード・規模での感染拡大が生じた結果、自宅療養者が急激に増加し、療養調整・医療提供体制に大きく負荷がかかり、自宅で適切な医療を受けられずに死亡するケースも生じた。今後も感染拡大が反復する可能性があること、他方で、前述したようなワクチン接種の進展による患者像の変化や中和抗体薬により重症化の防止が可能となってきたことも踏まえ、今後の医療提供体制については、次の点を重点として取り組む。

- ・ 陽性となった全ての方に速やかに健康観察・必要な治療を提供し重症化を防止すること
- ・ 入院が必要な方が確実に入院できる病床を確保すること
- ・ 病床確保に加え、臨時の医療施設や増加する自宅療養者等への入院待機施設等を充実すること
- ・ コロナ病床を確保する際には、その分一般医療を制限せざるを得ないことを踏まえ、コロナ医療と一般医療との両立が図られた体制の構築を行うこと

(i) 病床の確保、臨時の医療施設・入院待機施設の整備

ワクチン接種の進展等による患者像の変化を踏まえ、急激な感染拡大が起きた場合にも病状に応じて適切な医療が受けられるよう、病床だけでなく、臨時の医療施設や入院待機施設（入院待機ステーション・酸素ステーション等）を含めた整備を行うとともに、感染者数の増加に応じて、人員を含め機動的に対応できる体制を構築する。

その際、一般医療とのバランスに留意しつつ、患者が病状に応じてどのような場で療養するかについての考え方をあらかじめ、地域の関係者間で共有した上で、各機関の有機的連携を進める。

国としても、各地域における効果的な施設整備・運営等に関する好事例の展開等の適切な支援等を通じて、こうした体制の構築を推進する。

(ii) 自宅・宿泊療養者への対応

感染拡大が起こった場合であっても対応し得るように、自宅・宿泊療養者の

健康管理・医療支援・急変時対応の体制の強化を図る。

保健所等による健康観察が開始される前でも、医師等が健康観察・治療を行うよう、例えば、医師会の協力の下、診断を行った医療機関による一貫した健康観察・診療や、保健所の健康観察中における医師の判断による電話診療・往診の実施など、柔軟な仕組みの構築を進める。

また、自治体による療養者への的確な支援につなげるための情報共有を行うほか、My HER-SYS・自動架電等の健康観察の効率化に資する仕組みや、医療機関による発生届提出時におけるHER-SYSの利用について積極的に導入を図る。保健所業務支援に係る専門人材（IHEAT）の充実により、保健所の体制を強化する。

自宅療養者の容態が悪化した場合にも対応できるよう、地域の医師会等と連携し、往診・訪問診療・訪問看護やオンライン診療等の体制を拡充する。また、急変した際に速やかに入院につなげられるよう、移送・搬送体制や患者受入体制の構築を行う。

(iii) 中和抗体薬の投与体制

重症化する患者を減らし、同時に医療提供体制への負荷をできる限り緩和する観点から、中和抗体薬をはじめとする治療薬について、供給の確保に万全を期すとともに、入院等に加えて外来や往診等においても投与できる体制を拡大する。

(iv) 医療人材の確保

感染拡大時には医療機関内の人材だけでなく外部人材の確保・活用が不可欠となることを念頭に、都道府県において、人材確保・配置調整等を一元的に担う体制を構築し、都道府県ナースセンター等の活用を含めた人材確保を進める。国としても、全国的な医療団体・職能団体との連携や、国が所管する医療機関等への働きかけ等を通じ、都道府県の人材確保を支援する。

これらの医療提供体制の強化の取組について、各都道府県において、今回の感染拡大における各地域の感染状況等を踏まえ、各地域で少なくとも今回生じた感染拡大と同様の規模・スピードでの感染拡大が今後も生じ得ることを想定して進める。

その際には、ワクチン接種が進んだ諸外国の例を見ても感染の再拡大が起き

ていることに十分留意が必要である。

各都道府県は、保健所設置市等との連携・協力の下、10月中をめどに今後の医療提供体制の構築方針を作成し、これに基づく体制の構築を進める（遅くとも季節性インフルエンザの流行期に入る11月末までに病床・宿泊療養施設確保計画の見直しを行う）。

国と自治体が連携して、平時から病床や医療人材の確保等の準備に計画的に取り組む仕組みを整備し、緊急時にはその仕組みが十分に機能する必要がある。今後、国や自治体が迅速に必要な要請・指示ができるようにするための法的措置について速やかに検討する。

2 ワクチンの接種体制について

引き続き、10月から11月のできるだけ早い時期に、希望する全ての国民に2回のワクチン接種を終えるよう取り組む。さらに、2回接種がまだ完了していない若い世代の方をはじめ、できるだけ多くの未接種の方に接種していただけるよう、周知・啓発を行うとともに、例えば受験生への接種の取組事例など、自治体での好事例を展開する等して取組を支援する。

一方で、諸外国では、2回接種した後の追加接種の計画が始まっている。9月17日に開催した厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会での「追加接種の時期は、諸外国の動向や現時点で得られている科学的知見から、2回接種完了から概ね8ヶ月以上後とする」との意見を踏まえると、最も早く2回接種が完了した者（医療従事者等）では年内には追加接種が開始されることが想定される。自治体の体制整備について、必要となるシステム改修や会場の確保、追加接種の対象者を抽出するために必要なVRSへの入力など、早急に取り組む。

3回目の接種に向けて必要となるワクチンについては、既にモデルナ社（モデルナ）や武田薬品工業（ノババックス）と国との間で、合計で2億回分の供給を受ける契約を締結するなど、その確保を進めているところであり、薬事承認や予防接種法上の位置づけ等のプロセスを適切に進めていく。

また、感染症を巡る状況を踏まえ、平時からの開発支援を含め治療薬やワクチンについて安全性や有効性を適切に評価しつつ、より早期の実用化を可能とするための仕組み、ワクチンの接種体制の確保など、感染症有事に備える取組について、より実効性のある対策を講ずることができるよう法的措置を速やかに検討する。

3. 子供に対する感染対策等

子供については、デルタ株への置き換わりにより、10代未満や10代にも感染が拡大し、感染の多くは引き続き家庭内で生じている。また、夏季休業期間中の部活動などの教育活動の場面や学習塾などで相次いでクラスターが確認されている。

これまで、家庭、学校、保育所、放課後児童クラブ、学習塾等における感染対策を講じるとともに、学校等における新学期に向けた感染対策の強化を図ってきたが、今後とも、以下のとおり、子供に対する感染対策等に取り組む。

未就学児等がいる家庭での感染対策を含め子供のそれぞれの居場所における感染対策の周知徹底を図るとともに、学校で感染者が確認された場合の対応についての周知や、学校における感染対策への支援を行う。さらに、学校等におけるモニタリング検査や抗原簡易キットの配布、希望する教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう取組を推進するほか、早期探知・早期対応のために学校等での感染者の発生の把握に取り組む。あわせて、学校等において、感染者や濃厚接触者等とその家族に対する差別・偏見の防止を図るほか、ワクチン接種の有無によって差別やいじめなどが起きることのないよう取り組む。

今般、地域での夏休み延長等の動きがあったことを踏まえ、小学校等の臨時休業等により仕事を休まるを得ない保護者を支援するため、昨年度実施していた小学校休業等対応助成金・支援金について、本年8月から12月の休暇を対象として制度を再開し、特別相談窓口の開設などを含め9月30日に運用を開始する。

4. 日常生活の回復に向けて

新型コロナウイルスの感染状況は、足元では下降傾向にあるが、将来の感染の再拡大の可能性に備え、引き続き最大限警戒していく必要がある。他方、ワクチン接種が進捗し、医療提供体制が強化されることにより、感染拡大が生じても医療のひっ迫等を通じて国民の命や健康を損なう事態を未然に防止できるようになっていけば、現在適用している様々な日常生活の制限を段階的に緩和し、感染対策と日常生活の回復に向けた取組を両立することが可能となる。このような考え方の下、ワクチン接種の進捗を踏まえ、緊急事態宣言等の下においても、行動制限を緩和することとしており、先般、そのための考え方を示した。

今後、ワクチン・検査パッケージの活用や、飲食店の第三者認証やイベントのQRコード等を活用した来場者把握などについて、実務的な運用や効果を確認するために、必要な技術実証を行いながら、感染防止策を科学技術も活用したより合理的・効果的なものとしていく。技術実証においては、イベントの人数制限等の緩和については特例的に取り扱う。

これらの感染リスクを低減させる方策を講じることにより、緊急事態宣言等の下において、例えば、以下の具体的制限緩和に向けて、自治体や事業者の方々との議論を含め、国民的な議論を踏まえ、検討を行う。なお、このような制限緩和を行うに当たっても、基本的な感染防止策（三つの密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生、二酸化炭素濃度測定器(CO₂センサー)などを活用した換気の徹底等）は維持・徹底する必要がある。また、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合は、上記にかかわらず、機動的に強い行動制限を求めることがある。

(i) 飲食

ワクチン・検査パッケージ、第三者認証のそれぞれの活用又はこれらの組合せにより感染リスクの低減を図った店舗においては、酒類の提供を認め、営業時間については21時まで、さらに、まん延防止等重点措置地域においては、都道府県知事の判断により、特段の時間制限を設けず営業することも可能とする。また、ワクチン・検査パッケージを利用した会食については、人数制限を緩和し、例えば5人以上の会食も可能とする。これらの制度の変更にあわせて、その他地域も含め協力金についても見直しを行う。

(ii) イベント

ワクチン・検査パッケージの活用及び感染防止安全計画の都道府県による確認を受けた場合には、現行の人数上限を上回る人数及び収容率100%でのイベントの実施を可能とする。

(iii) 人の移動

旅行をはじめ都道府県をまたぐ人の移動について、ワクチン・検査を受けた者は、国として自粛要請の対象に含めない。また、現在の基本的対処方針において自粛要請の対象とされている不要不急の外出については、ワクチン接種の進捗状況を踏まえ、混雑した場所や感染リスクが高い場所を訪れる場合を除き、ワクチン接種の有無にかかわらず国として外出自粛要請の対象としない。

これらの制限緩和を進めていくに当たり、段階的に取組を行う観点から、一部の措置について先行して実施することとしている。例えば、まん延防止等重点措置地域において、第三者認証店では、一定の要件の下、営業時間及び酒提供制限の緩和を可能としている。また、飲食のほか、イベントについても、ワクチン・検査パッケージや QR コード等に関する技術実証の枠組の下で人数制限等の緩和を 10 月中に実施することとしている。さらに、旅行についても、ツアーや宿泊施設における運用について、技術実証を行うこととしている。

主な施策の実施状況等について

○ワクチン接種状況

- ・総接種回数（9月27日公表時点）
 - 全年代 159,494,782回
 - 1回接種者 : 87,000,853 (全人口の 68.7%)
 - 2回接種完了者 : 72,493,929 (全人口の 57.2%)
 - 高齢者（65歳以上）
 - 1回接種者 : 32,305,100 (対象者の 90.3%)
 - 2回接種完了者 : 31,816,685 (対象者の 89.0%)

○感染者数等の状況

- ・全年齢

	新規感染者数	最大重症者数	死者数
8/1 - 9/26	767,992人	2,223人 (9/3)	2,290人
(参考)			
12/1 - 1/26	223,602人	1,043人 (1/26)	3,113人

○確保病床数等の状況

- ・ 確保病床数
 - : 35,850床 (6月30日時点) → 40,689床 (9月22日時点) +4,839床
- ・ 重症者用確保病床数
 - : 4,916床 (6月30日時点) → 5,789床 (9月22日時点) +873床

○宿泊療養施設の状況

- ・ 確保居室数 : 38,696室 (6月30日時点) → 52,750室 (9月22日時点)
+14,054室

○入院待機施設・臨時の医療施設の状況

- ・ 入院待機施設数
 - : 5道府県 5施設 106床 (6月30日時点) → 18都道府県 53施設 1,062床
(9月27日時点) +約48施設 956床
 - ・ 臨時の医療施設数
 - : 9都道県 10施設 336床 (6月30日時点) → 22都道府県 39施設 1,145床
(9月27日時点) +約29施設 809床
- ※入院待機施設と臨時の医療施設は、一部、互いに重複、または確保病床数・確保居室数との重複あり。また、現在休止中のものを含む。

○中和抗体薬（7月19日特例承認）の投与者数（見込み）

- ・ 約34,000人 (9月28日時点)

事務連絡

令和3年9月21日

各 都道府県
市 町 村 保育主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局保育課

保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第十一報）
(令和3年9月21日現在)

保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応については、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について（令和2年5月14日）」等に基づきお示ししているところですが、今般、これまでに複数ご照会を頂いた点等について追記を行う等、記載を修正しました。（追記・修正を行った問の該当箇所に下線を付しています。）

つきましては、管下の保育所等に対して本件の周知をお願いするとともに、引き続き、本Q&Aに示す感染症対策、健康管理、定期的な換気等の実施を徹底いただくよう周知をお願いします。

御不明な点等があれば、下記の連絡先まで御連絡・御相談ください。

○本件についての問合せ先

(保育所、地域型保育事業所について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（内線4852, 4854）

FAX：03-3595-2674

E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

新型コロナウイルス感染症対策に関する保育所等に関するQ&A（第十一報）

（保育所の開園関係）

問1 感染拡大が広がっている中で、なぜ保育所等は開所するのか。

- 保育所等については、保護者が働いており、家に1人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則として引き続き開所いただくこととしています。

ただし、保育所等においても、感染の予防に最大限配慮することが必要であり、①保育所等の園児や職員が罹患した場合や、地域で感染が拡大している場合には、市区町村の判断の下、臨時休園が行われるとともに、②開園する場合にも、手洗いなどの感染拡大防止の措置を講じたり、卒園式の規模を縮小・短縮して行ったりするなど、感染の予防に努めるよう通知しているところです。

問2 保育所等において感染してしまった子どもが出た場合、市区町村はまず何をすべきか。

- 都道府県の保健衛生部局等と連携の上、感染者の状況の把握とともに、濃厚接触者の範囲の確認を行い、休園の判断を行ってください（※）。休園に関する措置については「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日付事務連絡）」で示しているところです。

※ 令和3年6月4日付厚生労働省事務連絡「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」において、必要な行政検査が迅速に行われることを目的として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域であって、保健所業務の逼迫等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合、これら地（区）域に指定されている期間中に限り、濃厚接触者の特定を含む疫学調査の実施について、保健所自らが聞き取りによりその範囲の特定を行わずとも、陽性者が確認された事業所が、保健所業務の補助として、本人の同意を得た上で一定の基準に基づき濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者（以下「濃厚接触者等」という）の候補範囲を特定し、

濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示することにより、保健所が適切と認定した場合（範囲）において、行政検査として必要な検査を実施することも可能であるとされています。保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者等の特定や検査機関への検査依頼等の対応も含め、保健所とよく連携をとるようにして下さい。

- 他の保護者への周知については、個人情報に十分配慮した上で、
 - ・現時点での休園予定期間
 - ・休園中の健康観察とその連絡（症状が出たら保健所とともに保育所等にも必ず連絡するよう依頼）
 - ・代替保育の紹介
 - ・保育料や給食費等の取扱い
 - ・今後の連絡先や相談窓口などについて情報提供及び要請を行ってください。
- 感染症対策としての消毒については、保健所の指示に従い、施設の消毒を行ってください。
- 感染した子ども等に対して、偏見が生じないよう、人権に配慮した対応が必要です。また、休園に際し子どもや保護者に過度の不安を生じさせないために、新型コロナウイルス感染症について正しい認識や感染症対策を含めた理解を深められるよう情報提供を行ってください。

問3 子どもが濃厚接触者に特定された場合どのように対応すべきか。

- 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該子どもの保護者に対し、市区町村は登園を避けるよう要請することとしています。なお、この場合において、登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を目安としています。

（保育士が不足した場合の対応）

問4 保育士が濃厚接触者に特定されたことなどにより、保育士等が休まざるをえない状況になった場合に、どのような対応が考えられるか。

- 新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、保育所等において保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことが出来なくなるなどの場合は、「新型

コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて（令和2年2月25日付事務連絡）に基づき、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で、人員基準を柔軟に取扱いいただくよう、お願いをしているところです。

- その上で、多くの保育士が濃厚接触者に特定されるなどのために、一定期間継続して保育士等が不足し、やむを得ない場合に、市区町村と相談の上、例えば仕事を休んで家にいる保護者に、園児の登園を控えるようお願いすることは考えられます。この場合にも、保育所等は保育が必要な乳幼児に対して保育を提供するという重要な役割を担っていることに鑑み、保育が必要な者に保育が提供されないということがないよう、市区町村において十分御検討いただきたいと考えています。
- なお、保育士が、感染する又は濃厚接触者に指定されるといった状況なく、その子どもが通う小学校の休業等のように出勤可能な状況であるにもかかわらず、子どもの預け先がないなどの理由によりそうした保育士が出勤しないことにより、一定期間保育士が不足する場合については、例えば、子を預けている保育所が臨時休園したことにより休んでいる保育士等が、放課後児童クラブやその他のサービスを受けることについて調整したり（※）、同一の法人や他の法人から一時的な補充を行う等、可能な限りの取組をお願いします。

（※）「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する放課後児童健全育成事業の優先利用に関する留意事項について（令和2年3月4日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知）」において、放課後児童クラブにおいて利用ニーズが高まる場合には、特に優先利用の対象として、保護者が保育士の場合などが挙げられているところです。

（感染症の予防について）

問5 新型コロナウイルス感染症を予防するために注意すべきことはあるか。

- まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけてください。最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことです。具体的には、石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行ってください（適切な手洗いの手順等については『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）』（※1）のP14等を御参照ください。）。また、新型コロ

ナウイルス感染症対策として、手が触れる机やドアノブなど物の表面には、消毒用アルコールのほか、次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水による消毒が有効です（次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水については、吸引すると有害であり、噴霧は行わないでください）。（※2）

定期的な換気（2方向の窓を開け、数分程度の換気を1時間に2回程度行うことが有効です。窓が1つしかない場合は、部屋のドアを開けて、扇風機などを窓の外に向けて設置すると効果的です。）も併せて行ってください。特に、行事等により、室内で多くの子どもたちが集まる場合には、こまめな換気が重要です。

また、マスクや消毒液といった感染症防止に必要な備品については、累次の補正予算を活用し、市区町村がマスクや消毒液の購入等に必要となる経費や消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など職員に支払われる手当等の支給するための経費を上限50万円まで補助しているほか、保育士の業務負担軽減のために消毒作業等の周辺業務を行う保育支援者の配置に係る補助事業を設けており、感染防止に資する各種事業を積極的に御活用いただくようお願いします。（※3）

なお、布製マスクについては、「介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について（令和2年8月4日付事務連絡）」等でお示したとおり、配布を希望する保育所等に隨時配布を行っていますので、厚生労働省ホームページ（※4）で示す所定の方法により申請してください。配布までの所要は概ね3週間程度の見込みです。

さらに、社会福祉施設等（保育所等を含む。）に必要な衛生・防護用品については、各施設で確保していただくことが基本ですが、新型コロナウイルス感染症対応等緊急的に発生する大量の需要や購入費の値上がりにより、乳幼児のおむつ交換時の排便処理に必要な使い捨て手袋などが不足する事態に備え、「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品（使い捨て手袋）の都道府県等への配布について」（令和2年9月29日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）等でお示したとおり、都道府県・指定都市・中核市から社会福祉施設等に対して使い捨て手袋等が供給できるように、国が直接調達して、都道府県等に一定数量の配布を行っています。

（※1）『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）』（2021（令和3）年8月一部改訂）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000825345.pdf>

(※2) 厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ホームページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

(※3) 令和2年度第3次補正予算（令和3年度に予算繰り越し）においても、新型コロナウイルス感染症対策として、第2次補正予算に加えた更なる感染症対策の実施に伴う経費の補助や研修のオンライン化への支援などの拡充を盛り込んでいる。

(※4) 厚生労働省ホームページ「介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html

(登園を避けるよう要請する目安)

問6 発熱に関して、低年齢児の場合、一般に体温が変動しやすい。何を基準に判断すればよいか。

- 「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）（令和2年5月14日）」に基づき、発熱等がある場合は登園を避けるよう要請することとしています。ただし、発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることについて留意することが求められます。また、今般の新型コロナウイルス感染症を発症した人の中には、あまり高い熱が出ないケースも見受けられます。子どもの個々の取扱いについては、主治医や嘱託医と相談するとともに、判断に迷う場合は市区町村や保健所とも相談の上対応してください。

問7-1 発熱や呼吸器症状が有る場合は登園を避けてもらうような要請となっているが、ぜん息など、新型コロナウイルス感染症以外の疾患からくる症状で、新型コロナウイルス感染性によるものではないと医師から診断が出ている場合の取扱いはどのようにすべきか。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から、発熱や呼吸器症状など風邪症状がある場合は登園・出勤の回避を要請していただくよう、「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）（令和2年5月14日）」でお伝えしています。ただし、呼吸器症状等が新型コロナウイルス

感染性によるものでないと医師が判断した場合はこの限りではありません。なお、症状等で心配がある場合には、主治医や嘱託医と相談するとともに、市区町村や保健所とも相談の上対応してください。

問7-2 新型コロナウイルス感染症に関して、医療的ケア児の取扱いで注意すべき点は何か。

- 医療的ケアを必要とする子どもの中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用している者もおり、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や嘱託医に現在の保育所等を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従ってください。また、登園時においては、特に健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意してください。なお、医療的ケアを必要としないものの、基礎疾患のある子どもについても同様の対応としてください。

(保育の代替措置について)

問8 臨時休業の際に、どうしても保育が必要となる子どもの保育について、保育士による訪問の検討が挙げられているが、こうした措置を取る際の留意点はどのようなことが考えられるか。

- 保育士の方は、子どもの居宅という環境での保育には必ずしも慣れていないことを踏まえ、保育時間や食事の提供、利用可能な場所や物品等についての確認、緊急時の対応等について留意してください。
いずれにしても、保育士の訪問による保育を行う際には、市区町村が当該保育所等と連携の上で、子どもの安全と家庭のプライバシーに十分配慮するとともに、保育士の方が安心して保育に当たることができるよう取り決め事項等の整備を行った上で実施することが重要です。

(緊急事態宣言後の対応)

問 9-1 令和3年1月8日より発令された緊急事態宣言（以下このQ&Aでは「令和3年1月緊急事態宣言」という。）や令和3年4月25日以降に発令される緊急事態宣言（以下このQ&Aでは「令和3年4月以降の緊急事態宣言」という。）に基づく緊急事態特別措置を実施すべきとされた地域における保育所は、どのように対応すべきか。

- 令和3年1月緊急事態宣言については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に記載のとおり「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する」ものであるとされている中で、「厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請することとされていることを踏まえ、原則開所いただくようお願いしたところです。また、令和3年4月以降の緊急事態宣言についても同様の対応をお願いします。

問 9-2 なぜ令和3年1月緊急事態宣言及び令和3年4月以降の緊急事態宣言では、令和2年4月から5月にかけて発令された緊急事態宣言（以下このQ&Aでは「令和2年4月緊急事態宣言」という。）時と異なり、登園自粛を求めずに原則開所とするのか。

- 令和3年1月緊急事態宣言については、問9-1にあるとおり、社会経済活動を幅広く止めるものではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するものであり、これにより保育を必要とする者が大幅に減少することも想定されないことから、また、新型コロナウイルス感染症の特徴として、子どもが重症化する割合は低いことも踏まえ、必要な者に必要な保育を提供するという観点から、原則開所することをお願いしたものです。また、令和3年4月以降の緊急事態宣言についても同様の対応をお願いするものです。

参考1 令和2年4月緊急事態宣言に基づく緊急事態特別措置を実施すべきとされた地域における保育所は、どのように対応すべきとされていたか。

- まずは、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、園児の登園を控えるようお願いするなど、保育の提供を縮小して開所することについて検討をお願いします。また、園児や職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で保育の提供を縮小して実施することも困難なときは、臨時休園の検討をお願いします。なお、この場合においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育が必要な場合の対応について、検討をお願いします。

参考2 令和2年4月緊急事態宣言に基づく緊急事態宣言が解除された地域における保育所は、どのように対応すべきとされていたか。

- 緊急事態措置を実施すべき区域の指定が解除された都道府県内の市区町村における保育所等においては、原則として開所していただくようお願いします。
- ただし、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）においては、指定を解除された地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある旨が示されていることから、引き続き、一定期間、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、市区町村の要請に基づき、園児の登園を控えるようお願いすることが考えられます。その際にも、必要な者に保育が提供されないということがないよう、市区町村において十分に検討いただくようお願いします。いずれにしても、登園自粛をお願いするか否かの判断は、地域における感染拡大の状況等の実情を踏まえ、市区町村において行ってください。
- なお、保育所等において園児や職員が罹患した場合等においては、問1ただし書や問2に沿って臨時休園等の対応を検討してください。

問10-1 令和2年4月7日付け事務連絡にある「医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者」には、どのようなものが想定されるか。

- 各都道府県における休業要請等の内容や、市区町村の実情を踏まえて検討いただくものではありますが、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年9月9日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」において例示されている「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」（※）を踏まえ、市区町村において検討の上、適切に御判断ください。

(※) (参考) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年9月9日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抜粋）

（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
 - ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPGガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テークアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
 - ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
 - ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
 - ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
 - ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
 - ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
 - ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
 - ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要

物を含む。) を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

問 10-2 令和2年4月7日付け事務連絡にある「ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等」には、どのようなものが想定されるか。

- ひとり親家庭の子どものほか、例えば、病気や障害を有している保護者の子どもも、同居している親族を常時介護・看護している保護者の子ども、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童(※1)などであって、家庭での保育が困難と考えられる場合が考えられ、市区町村において検討の上、適切に御判断ください。

(※1) 要保護児童対策地域協議会に登録される支援対象児童については、児童福祉法第6条の3第8項の要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童)や同条第5項の要支援児童(保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童)などが考えられます。

問 11 令和2年4月7日付け事務連絡にある「仕事を休んで家にいることが可能な保護者」には、テレワークで在宅勤務をしている者は含むのか。

- テレワークで在宅勤務をしている場合は仕事を休んで家にいるものではないため、上記の定義に必ずしも該当するものではありません。いずれにしても、御家庭の状況、子どもの年齢や職務の内容等を十分に勘案した上で、市区町村において適切に御判断ください。

問 12 登園自粛や臨時休園の際に、保護者や特に支援が必要とされる子どもに対して、保育所等の側からどのような支援を行う必要があるか。

- 登園自粛の継続や臨時休園の実施により、子どもやその保護者が自宅で過ごす時間が長くなることが考えられるため、保育所等においては、市区町村とも連携の上、保護者に対する相談支援を行うなど、必要な支援を行ってください。特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童など、配慮が必要な子どもについては、保育所等において、定期的に(支援対象児童についてはおおむね1週間に1回以上)その状況を確認していただくなど、関係機関との連携を密にして取り組んでいただくようお願いします。

(健康診断の実施等について)

問 13 新型コロナウイルス感染症が一部の地域で拡大している中で、保育所の利用児童の健康診断について、どのような対応をしたらよいか

- 設備運営基準では、入所時及び年2回の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行うこととしています。健康診断の実施に当たっては、子どもが密集する状況をつくらない等の工夫をしながら、子どもの健康状況の把握を行うことが望まれます。

ただし、新型コロナウイルス感染症が一部の地域で拡大している中で、地域の感染症の発生状況や施設の状況などから実施体制が整わず、当初予定していた時期に健康診断を行うことが困難となる場合には、健康診断の実施を延期しても差し支えありません。

なお、保育所の利用児童の健康診断について実施を延期する場合には、特に、日常的な健康観察等による子どもの健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合には、嘱託医と相談の上、適切な支援を行うようにしてください。

問 14 自身の子どもの登園自粛の影響等で、調理員が保育所に出勤できなくなった場合には、給食を実施する代わりに弁当持参としてよいか。

- 調理員が出勤できない場合の給食提供については、公定価格の基本分単価に調理員の人工費が計上されていることにも鑑みれば、代替となる調理員の確保に努め、給食実施の継続を図ることが前提です。しかし、それでもなお代替調理員が確保できず、給食の実施がどうしても困難である場合には、その期間についてのみ、保管に当たっての衛生管理にも留意の上、一時的に各家庭から弁当を持参してもらう取扱いとすることもやむを得ないものと考えます。

問 15 新型コロナウイルス感染症の影響で、給食に使う生鮮食品の入手が難しくなっているが、毎日その日の分の材料を仕入れなければならないのか。

- 保育所等を含む社会福祉施設における調理過程における重要事項については、「社会福祉施設における衛生管理について」(平成9年3月31日付社援施

第 65 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・児童家庭局企画課長連名通知。以下「衛生管理通知」という。)において、「大量調理施設衛生管理マニュアル」(以下「マニュアル」という。)が適用されない社会福祉施設についても可能な限りマニュアルに基づく衛生管理に努めるよう周知願う旨お示ししているところです。

○ 今般の新型コロナウイルス感染症への対応において、各自治体で様々な対応がなされているところですが、保育所等における給食の原材料の納入に関しては、衛生管理通知で引用するマニュアルⅡ 1 (5)において、「缶詰、乾物、調味料等常温保存可能なものを除き、食肉類、魚介類、野菜類等の生鮮食品については1回で使い切る量を調理当日に仕入れるようにすること」とされているところです。この点について、新型コロナウイルス感染症対策の影響で生鮮食品を当日に仕入れる体制の確保が難しい場合には、保存や調理に関して引き続きマニュアルに基づく衛生管理に努めるよう留意した上で、当日ではなく前日に仕入れるなど柔軟な対応をとることは差し支えありません。

(行事等における注意点など)

問 16 プール活動を行う際に、新型コロナウイルス感染症対策として、どのような対応をしたらよいか。

- 保育所におけるプールの水質管理については、「遊泳用プールの衛生基準について」(平成 19 年 5 月 28 日付け健発第 0528003 号厚生労働省健康局長通知別添)に従い、遊離残留塩素濃度が適切に管理されている(※1)場合、学校プールにおける運用(※2)と同様、プールの水を介した感染のリスクは低いとされています。そのため、これまで同様、プールの水質管理の徹底をお願いいたします。なお、低年齢児が利用することが多い簡易ミニプール(ビニールプール等)についても同様の管理が必要です。
- プール活動にあたっては、プールのサイズに合わせ、一度に活動する人数を調整する等子どもが密集する状態を作らないよう工夫をすることが望まれます。また、着替えや、汗等の汚れをシャワーで流すなど、プール活動の前後に行う行動についても、子どもが密集する状況をつくらないよう時間差をつける、タオルなどの備品を共用しない等の工夫が考えられます。

(※1) 「遊泳用プールの衛生基準について」(平成 19 年 5 月 28 日付け健発第 0528003 号厚生労働省健康局長通知別添)に従い、遊離残留塩素濃度が 0.4 mg/L から 1.0 mg/L に保たれるよう毎時間水質検査を行い、濃度が低下している場合は消毒剤を追加するなど、適切に消毒する。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei01/02.html>

(※2) 「学校プールについては、学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低いと指摘されております。」（「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（令和2年5月22日事務連絡（スポーツ庁政策課学校体育室、文部科学省初等中等教育局幼児教育課）

問17 新型コロナウイルス感染症対策を行うことが求められる状況の中で、熱中症予防策としてどのような点に配慮したらよいか。

- 热中症の予防については、「热中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）」（令和3年6月30日事務連絡）（※1）でお知らせしているように、新型コロナウイルスへの感染拡大の防止の観点には十分留意しつつ、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の予防策を適切に行っていただくことが重要です。
- なお、エアコンの利用で室温等の調整を行っている際にも、こまめに換気を行うようにしてください。
- また、飛沫感染対策の一環として、職員がマスクを着用する際も、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合には、マスクを外したうえで、その他の感染症対策を適切に行うよう配慮して下さい（热中症対策は、※2も御参照ください）。

（※1）「热中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000833911.pdf>

（※2）「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」問4「本格的な夏の到来で、熱中症予防のために、一般的な家庭用エアコンをかけ続けています。そのために換気ができないのですが、どのような工夫をしたらよいでしょうか。」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q1-4

問18 保育所等で子どもにマスクは着用させるべきか。また、保育士がマスクを着用するに当たって注意すべき点などはあるか。

- 子どもについては、子ども一人ひとりの発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めていません。特に2歳未満では、

息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は推奨されません。2歳以上の場合であっても、登園している子どもが保護者の希望などからマスクを着用している場合は、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうかについて、十分に注意していただき、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させず、外すようにしてください。(なお、WHOは5歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしています。)

- 感染防止対策のために成人等がマスクを着用することは重要ですが、表情によるコミュニケーションの重要性を指摘する声もあります(※2)。保育所における感染防止対策については、各保育所の実情に応じて実施されているところですが、口元を含めた表情を見せることが望ましい局面などでフェイスシールドやマウスシールドを利用するケースもあると思われます。その場合、フェイスシールドやマウスシールドはマスクと比べて飛沫拡散防止効果が低い可能性があることに留意し、子どもとの距離や声量に配慮することなどが必要とされている点に留意してください。

(※1) WHOとUNICEFによる子どものマスク着用に関するガイダンス

https://www.who.int/publications/i/item/WHO-2019-nCoV-IPC_Masks-Children-2020_1

(※2) 通所型児童福祉施設における新型コロナウィルス感染症に関するQ&A(厚生労働科学特別研究事業「新型コロナウィルス感染症に対する院内および施設内感染対策の確立に向けた研究」

http://www.tohoku-icnet.ac/covid-19/mhlw-wg/images/division/child_welfare_facility/d06_pdf02.pdf

問 19 保護者等が参加する行事について、新型コロナウィルス感染症対策として、どのような配慮が必要か。

- 保育所等において保護者等が参加する行事については、保育所等と保護者等との相互理解を図るために、それぞれの保育所等で内容や実施方法を工夫しながら行われてきています。一方、実施方法等によっては、大人数が一堂に会し、感染症対策上のリスクに配慮が必要な状況となることが考えられます。
- これまで保護者等が参加していた行事について、地域の感染状況等を踏まえ、その目的に応じた保護者等との相互理解の方法について検討を行ったう

えで、現時点で開催を予定する場合には、以下のような感染拡大防止の措置をとっていただくとともに、実施方法の工夫の例が考えられます。

＜感染拡大防止の措置＞

- ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう呼びかけ
- ・参加者へのマスクの着用や手洗の推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・屋内で実施する行事の場合には、こまめな換気の実施

＜開催方式の工夫の例＞

- ・参加人数を抑えること（対象となる子どもやクラスの限定、保護者等の参加人數に制限を加えるなどして最小限とする、保護者等を別会場とする等）
- ・参加者間のスペースを確保すること

地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQ（R3.9.21）

事業名	質問	回答	発出日
1 放課後児童健全育成事業（令和2年学校の一斉臨時休業における開所関係）	学校は臨時休業するのに、なぜ放課後児童クラブはしないのか。	<p>放課後児童クラブについては、保護者が働いており、家に1人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則として引き続き開所いたしますこととしております。</p> <p>ただし、放課後児童クラブにおいても、感染の予防に最大限配慮することが必要であり、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日付事務連絡）」①児童や職員が罹患した場合や、地域で感染が拡大している場合には、市区町村の判断の下、臨時休所が行われるとともに、②開所する場合にも、手洗いなどの感染拡大防止の措置を講ずるなど、感染の予防に努めるよう周知しているところです。</p>	令和2年3月11日 令和3年1月7日修正 (下線部分)
2 放課後児童健全育成事業（開所関係）	放課後児童クラブにおいて感染してしまった子どもが出了場合、市区町村はまず何をすべきか。	<p>都道府県の保健衛生部局等と連携の上、感染者の状況の把握とともに、濃厚接触者の範囲の確認を行い、休所について判断を行ってください（※）。休所に関する措置については「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日付事務連絡）」で示しているところです。</p> <p>※令和3年6月4日付厚生労働省事務連絡「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」において、必要な行政検査が迅速に行われることを目的として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域であって、保健所業務の追泊等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合、これら地（区）域に指定されている期間中に限り、濃厚接触者の特定を含む疫学調査の実施について、保健所自らが聞き取りによりその範囲の特定を行わざりとも、陽性者が確認された事業所が、保健所業務の補助として、本人の同意を得た上で一定の基準に基づき濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者（以下「濃厚接触者等」という）の候補範囲を特定し、濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示することにより、保健所が適切と認定した場合（範囲）において、行政検査として必要な検査を実施することも可能であるとされています。保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者等の特定や検査機関への検査依頼等の対応も含め、保健所とよく連携をとるようにして下さい。</p> <p>他の保護者への周知については、個人情報に十分配慮した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点での休所予定期間 ・休所中の健康観察とその後の連絡（症状が出たら保健所とともに放課後児童クラブにも必ず連絡するよう依頼） ・代替事業の紹介（ファミリー・サポート・センターやベビーシッター等） ・利用料等の取扱い ・今後の連絡先や相談窓口 <p>などについて情報提供及び要請を行ってください。</p> <p>感染症対策としての消毒については、保健所の指示に従い、施設の消毒を行ってください。</p> <p>感染した子ども等に対して、偏見が生じないよう、人権に配慮した対応が必要です。また、休所に際し子どもや保護者に過度の不安を生じさせないために、新型コロナウイルス感染症について正しい認識や感染症対策を含めた理解を深められるよう情報提供を行ってください。</p>	令和2年3月11日 令和3年9月21日修正 (下線部分)
3 放課後児童健全育成事業（開所関係）	子どもが濃厚接触者に特定された場合どのように対応すべきか。	子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該子どもの保護者に対し、市区町村は通所を避けるよう要請することとしています。なお、この場合において、通所を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を目安としております。	令和2年3月11日
4 放課後児童健全育成事業（衛生管理）	新型コロナウイルス感染症の予防のために注意すべきことはあるか	<p>まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけてください。最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことです。具体的には、石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行ってください（適切な手洗いの手順等については『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）』（※1）のP14等をご参照ください。）。また、新型コロナウイルス感染症対策として、手が触れる机やドアノブなど物の表面には、消毒用アルコールの他、次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水による消毒が有効です（次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水については、吸引すると有害であり、噴霧は行わないでください）。（※2）</p> <p>定期的な換気も併せて行ってください。特に、行事等により、室内で多くの子どもたちが集まる場合には、こまめな換気が重要です。</p> <p>なお、放課後児童クラブの現場においてマスク等が必要というご意見も伺っております、職員に一人一枚布製マスクが行き届くよう配布を行っているところです。また、市区町村がマスクや消毒液の購入等に必要となる経費を上限50万円まで補助することとしております。</p> <p>（※1）『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）』（2021（令和3）年8月一部改訂） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000000000000015900.pdf https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000000000000015901.pdf</p> <p>（※2）厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ホームページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00001.html</p>	令和2年3月11日 令和3年9月21日修正 (下線部分)

	事業名	質問	回答	発出日
5	放課後児童健全育成事業 (衛生管理)	令和2年3月2日付通知の子ども居場所の確保に係る衛生管理についての「別紙」は、放課後児童クラブには適用されるか。	<p>当該通知の「別紙」は学校が子どもを預かる際の留意点について示したものであり、放課後児童クラブを念頭に置いたものではありません。学校においても、あくまでも衛生管理の際に参考としていただきたいという趣旨で示したものであり、具体的な運用については、それぞれの施設の状況や子どもの実態に応じて柔軟に対応いただく位置付けの資料です。</p> <p>一方、放課後児童クラブにおいても感染症対策は重要であり、令和2年3月2日付けの通知では、密集性を回避し感染を防止する観点等から、学校の教室等の活用を促したところです。</p> <p>放課後児童クラブにおいては、本通知の別紙を可能な範囲で参考にし、衛生管理に留意していただきたいと考えます。</p>	令和2年3月11日 令和3年1月7日修正 (下線部分)
6	放課後児童健全育成事業 (通所を避けるよう要請する目安)	発熱の目安が37.5℃とされているが、低年齢児の場合すぐに超えてしまう場合もある。必ず遵守しなければいけない基準か。	<p>「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について（令和2年2月17日付事務連絡）に基づき、通所を避けるよう要請する場合の発熱の目安を37.5℃としているところです。ただし、発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることについて留意することが求められます。また、今般の新型コロナウイルスを発症した人の中には、あまり高い熱が出ないケースも見受けられます。平熱が高い子どもの個々の取り扱いについては、主治医や地域の医療機関に相談するとともに、判断に迷う場合は市区町村や保健所とも相談の上対応してください。</p>	令和2年3月11日 令和2年5月14日削除
7	放課後児童健全育成事業 (通所を避けるよう要請する目安)	発熱や呼吸器症状が有る場合は通所を避けてもらうよう要請となっているが、ぜん息など、新型コロナウイルス感染症以外の疾患からくる症状で、感染性のものではないと医師から診断が出ている場合の取り扱いはどのようにすべきか。	<p>新型コロナウイルスの感染拡大の防止の観点から、発熱や呼吸器症状など風邪症状がある場合は通所・出勤の回避を要請していただくよう、「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月25日）」でお伝えしたところです。ただし、呼吸器症状等が感染性のものでないと医師が判断した場合はこの限りではありません。なお、症状等で心配がある場合には、主治医や地域の医療機関に相談するとともに、市区町村や保健所とも相談の上対応してください。</p>	令和2年3月11日
8	放課後児童健全育成事業 (通所を避けるよう要請する目安)	今般の小学校等の臨時休業に伴い、人的体制を確保する観点から、小学校の教職員に加え、春休み中の大学の学生等の協力のもと放課後児童クラブを運営することは可能か。	<p>人的体制の確保の観点から有効であると考えられるため、当該学生が就業又はボランティアとしてクラブの業務に携わることは問題ありません。ただし、感染の予防に十分留意するとともに、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準を満たしていただく必要があることに留意してください。</p>	令和2年3月11日
9	放課後児童健全育成事業 (通所を避けるよう要請する目安)	閉館中の児童館において放課後児童クラブを実施している場合、児童館内のホールや図書室を放課後児童クラブの登録児童が使用することは可能か。	<p>可能です。</p> <p>「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」（令和2年2月27日事務連絡）において、放課後児童クラブについては、感染の予防に留意した上で、原則として、閉所いただくこととしているところです。児童館で実施するクラブについては、児童の密集を回避し、感染のリスクを予防する観点からも、御指摘のホールや図書室などのスペースも活用しながら閉所していただくことが望ましいです。</p>	令和2年3月11日
10	放課後児童健全育成事業 (通所を避けるよう要請する目安)	「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業の優先利用に関する留意事項について」（令和2年3月4日付け子発第1号厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知）（以下「令和2年通知」とする。）において、放課後児童クラブの優先利用についての考え方方が示されているが、この通知をもって、「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（平成28年9月20日付け雇児総発0920第2号）（以下「平成28年通知」とする。）は廃止となるのか。	<p>平成28年通知について、廃止とはなりません。</p> <p>今般の小学校等の臨時休業に伴い、従来の放課後児童クラブの利用児童数よりニーズが高まることが考えられることや新型コロナウイルス感染症対応のため医療体制を維持する必要があること等により、これまで以上に優先的な利用が求められる場合が考えられます。そのため、平成28年通知においてお示ししている考え方方に加えて、令和2年通知において保護者が医療・介護職や保育士などの社会的要請が強い職業等に就いている場合などについても優先利用の対象と考えされることをお示ししたところです。</p>	令和2年3月11日

	事業名	質問	回答	発出日
11	放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	都道府県等からの要請等により放課後児童クラブ等を臨時休業することになった場合、子ども・子育て支援交付金の算定にあたって、当該休業日を開所日数に含めてよいか。	「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日）」における取り扱いを踏まえ、都道府県、保健所を設置する市、又は特別区からの休業の要請を受けて地域子ども・子育て支援事業を臨時休業している場合において、子ども・子育て支援交付金の算定に当たっては、もともと開所の予定があったものについては、開所したものとして算定して差し支えありません。その際は、休業に至った経緯等を事業の歳入歳出に係る証拠書類として整理し保管するようご留意ください。 なお、都道府県等から臨時休業の要請がない場合であっても、職員や利用者に発症者がいる場合など、市町村の判断で必要な臨時休業を行う場合においても、上記の取り扱いに準じることとします。	令和2年3月12日
12	放課後児童健全育成事業	児童数は増加しないが、新型コロナウイルス感染症予防として一の支援の単位当たりの人数を減らして実施する場合、今般創設した「支援の単位を新たに設けて運営する場合の補助」の活用は可能か。	感染症防止の観点から、支援の単位を分けることは有効であるため、本補助を活用して差し支えありません。なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準を満たしていただく必要があることに留意してください。	令和2年3月12日
13	放課後児童健全育成事業	例えば、児童館で実施する放課後児童クラブが、児童館とは別の敷地に所在する学校の教室等を活用して支援の単位を新たに設ける場合、今般創設した「支援の単位を新たに設けて運営する場合の補助」の活用は可能か。	活用して差し支えありません。ただし、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準を満たしていただく必要があることに留意してください。 各市町村においては、感染のリスクを予防する観点から、学校の教室や児童館を活用するなど、児童の密集を回避できる実施場所の確保に努めるようお願いします。	令和2年3月12日
14	放課後児童健全育成事業	児童同士の密集を防ぐ目的で、一時的に別の敷地に所在する施設等に実施場所を移して事業を行うことは可能か。	新型コロナウイルス感染症予防の観点から有効であると考えられるため、通常時と異なる敷地に所在する、より広い専用区画を確保できる施設等において事業を実施して差し支えありません。ただし、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準を満たしていただく必要があることに留意してください。 各市町村においては、感染のリスクを予防する観点から、学校の教室や児童館を活用するなど、児童の密集を回避できる実施場所の確保に努めるようお願いします。	令和2年3月12日
15	放課後児童健全育成事業	小学校の臨時休業に伴い増加するニーズに対応するため、新たに支援の単位を増やした場合等は財政支援を受けることができる」とされているが、児童の数が10人未満である場合、放課後児童健全育成事業実施要綱（平成27年5月21日付け雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添1「放課後児童健全育成事業」の「11 費用」に基づき、厚生労働大臣の承認を得る必要があるのか。	今般の小学校の臨時休業に伴い新たに開所する支援の単位については、児童の数が10人未満であっても、今回に限っては承認を不要とします。	令和2年3月12日
16	放課後児童健全育成事業	小学校の臨時休業に伴い増加するニーズに対応するため、新たにクラブを開所した場合、今般創設した「支援の単位を新たに設けて運営する場合の補助」の活用は可能か。	児童福祉法に基づく市町村への届け出が行われていれば、活用して差し支えありません。	令和2年3月12日
17	放課後児童健全育成事業	児童福祉法に基づき市町村への届出がされている放課後児童クラブである一方で、市町村地域子ども・子育て支援事業計画に位置付けてない等の理由で、市町村から放課後児童健全育成事業（特定分）の補助が出ていないクラブについても、今般、創設された「支援の単位を新たに設けて運営する場合の補助」の対象となるか。	児童福祉法に基づく市町村への届け出が行われていれば、対象として差し支えありません。	令和2年3月12日
18	放課後児童健全育成事業	今般の臨時休業に関連して保護者が追加で負担する必要がある保険料などは、今般の財政措置に含まれるか。	今般の措置の特殊性に鑑み、保険料を含め、運営に必要な経費は今回の加算に含まれます。なお、飲食物費は、従来より保護者の実費負担としていること等から、含まれません。	令和2年3月12日
19	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	交付要綱上、「子どもの預かりの援助を行いたい会員に助成する場合に補助」とあるが、既に事業を実施し、会員間で利用料の支払いを行ってしまったケースについては補助対象外となるのか。	既に事業を実施した場合や、当該事業の実施に向けた事務手続きが年度内執行に間に合わない等のやむを得ない事情がある場合においては、照会のケースも補助対象とし、利用会員へ償還払いをする取扱いとしても差し支えありません。	令和2年3月12日

	事業名	質問	回答	発出日
20	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業について、市により一括購入した子ども用マスク等を各事業所に配布し、別に事業所毎で感染防止用の備品等購入を行う場合、市に対して500,000円、各事業所に対して1か所あたり500,000円の補助基準額がそれぞれ適用されるのか。	放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及びファミリー・サポート・センター事業は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり500,000円の補助基準額としているので、照会のケースでは、市による子ども用マスク等の一括購入にかかる経費と事業所による備品購入にかかる経費を合算した実支出額に対して500,000円の補助基準額が適用されます。 子ども用マスク等の一括購入にかかる経費については、各事業所への配布枚数に応じて按分すること等で1か所あたりの経費を算定することが考えられます。	令和2年3月12日
21	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業について、事業所で感染症防止用の備品等購入を行う場合の対象範囲は。	子ども用マスクや消毒用エタノール、体温計、空気清浄機、液体石鹼、うがい薬等、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と考えられるものは対象として差し支えありません。	令和2年3月12日
22	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	「市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入」とあるが、事業者がマスクや消毒液等を購入した場合については補助対象となるか。	補助対象となります。	令和2年3月12日
23	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	今回の補助対象は物品の購入・納品等を3月中に完了させる必要があるのか。また、納品等が間に合わない場合はどうすれば良いのか。	今回の補助対象は物品の購入・納品等を3月中に完了させる必要があります。一方で、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により、納品が間に合わないなど、事業の完了が4月以降になることが見込まれる場合については、繰越（事故繰越）の手続きが必要となるため、地方財務局に御相談ください。	令和2年3月12日
参考 (24-1)	放課後児童健全育成事業 (令和2年4月7日発令緊急事態宣言における緊急事態特別措置関係)	緊急事態特別措置を実施すべきとされた地域における放課後児童クラブは、どのように対応すべきか。	まずは、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、通所を控えるようお願いするなど、規模を縮小して閉所することについて検討をお願いします。また、子どもや職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で規模を縮小して実施することも困難なときは、臨時休業の検討をお願いします。なお、この場合においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の預かりが必要な場合の対応について、検討をお願いします。	令和2年4月9日 令和3年1月7日修正 (下線部分)
24-2	放課後児童健全育成事業 (令和3年1月8日発令緊急事態宣言及び4月25日以降に発令される緊急事態宣言における緊急事態特別措置関係)	緊急事態特別措置を実施すべきとされた地域における放課後児童クラブは、どのように対応すべきか。	令和3年1月の緊急事態宣言は、令和3年1月7日付けで変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に記載のとおり「社会経済活動を幅広く止めのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する」ものであることに加え、新型コロナウイルス感染症の特徴として、子どもが重症化する割合は低いため、感染防止策を徹底しつつ、原則閉所していただくようお願いします。また、令和3年4月以降の緊急事態宣言についても、同様の対応をお願いします。 なお、放課後児童クラブにおいて感染者が出た場合等、臨時休業等する場合には、参考(24-1)の回答(25、26)の解釈を含む。)に沿った配慮をお願いします。	令和3年1月7日 令和3年4月23日修正 (下線部分) 令和3年9月21日修正 (二重下線部分)

事業名	質問	回答	発出日
25 放課後児童健全育成事業 (緊急事態特別措置関係)	「緊急事態宣言後の保育所等の対応について（令和2年4月7日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡）」にある「医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者」にはどのようなもののが想定されるか。	<p>各都道府県における休業要請等の内容や、市町村の実情を踏まえてご検討いただくものではありますが、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年4月23日変更））」において例示されている「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」を踏まえ、市区町村において検討の上、適切にご判断ください。</p> <p>※（参考）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年4月23日変更））（抜粋）</p> <p>（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者</p> <p>以下の事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療体制の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。 ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業・入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。 2. 支援が必要な方々の保護の継続 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。 ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。 3. 国民の安定的な生活の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。 <ol style="list-style-type: none"> ①インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPGガス、上下水道、通信・データセンター等） ②飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等） ③生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等） ④食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テークアウト・生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等） ⑤家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等） ⑥生活必需サービス（ホテル・宿泊・銭湯・理美容・ランドリー・獣医等） ⑦ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬・処分等） ⑧冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等） ⑨メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等） ⑩個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等） ④. 社会の安定の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。 <ol style="list-style-type: none"> ①金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等） ②物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等） ③国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等） ④企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等） ⑤安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等） ⑥行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス） ⑦育児サービス（託児所等） ⑤. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・医療・製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要な物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療・国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。 	令和2年4月9日 令和3年4月23日修正 (下線部分) 令和3年9月21日修正 (二重下線部分)
26 放課後児童健全育成事業 (緊急事態特別措置関係)	「緊急事態宣言後の保育所等の対応について（令和2年4月7日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡）」にある「仕事を休んで家にいることが可能な保護者」にはテレワークで在宅勤務をしている者は含まれるのか。	テレワークで在宅勤務をしている場合は仕事を休んで家にいるものではないため、必ずしも「仕事を休んで家にいることが可能な保護者」に該当するものではありません。いずれにしても、ご家庭の状況、子どもの年齢や職務の内容等を十分に勘案した上で、市区町村において適切にご判断ください。	令和2年4月1日
27 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）	令和2年度補正予算で継続して計上している事業（小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援、小学校の臨時休業等に伴うファミリー・サポート・センター事業の利用料にかかる財政支援、感染拡大防止対策に係る支援）について、FAQ12～22の取扱いと同様になるのでしょうか。	お見込みのとおりです。	令和2年5月1日
28 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）	従来の放課後児童健全育成事業の運営費にかかる補助単価は、運営費全体の1/2を保護者負担とするとの考え方に基づき設定されていると承知しています。令和2年度の補正予算で計上している「小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援」にかかる補助単価についても、同様の考え方により設定されていますか。	「小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援」にかかる補助単価については、今回の措置の特殊性に鑑み、保護者負担は求めないとの考え方により設定しています。	令和2年5月1日

	事業名	質問	回答	発出日
29	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援）	「放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援」についてどのような場合に対象となるのですか。	<p>市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業をさせた場合等、市区町村が保護者へ返還する日割り利用料について財政支援を行うこととしています。</p> <p>なお、市区町村の要請等により臨時休業や通所回避をすることがあらかじめ分かっている場合等に、その分の利用料を徴収しなかった場合は保護者に返還したもののとみなして本事業の対象とすることができます。</p> <p>利用料の返還のイメージについては別紙のとおりとなります。</p> <p>また、「市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業をさせた場合等」にどのような場合が含まれるかについては問30のとおりとなります。</p>	令和2年5月1日 令和2年5月14日修正 (下線部分)
30	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援）	「市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業をさせた場合等」にはどのような場合が含まれますか。	<p>「市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業をさせた場合等」には、市区町村の要請・同意により放課後児童クラブを休所した場合や市区町村からの通所回避の要請により放課後児童クラブを欠席した場合等が含まれ、例えば、以下の場合が考えられます。</p> <p>①子ども等の感染が発覚し、市区町村からの要請・同意により、放課後児童クラブの一部又は全部を休所した場合 ②地域の公衆衛生の観点から、市区町村の要請・同意により、放課後児童クラブの一部又は全部を休所した場合 ③放課後児童クラブは開所しているが、感染、感染の疑い、濃厚接触により一部の子どもに対し、市区町村から通所回避の要請・同意を行った場合 ④小学校の臨時休業等に伴い、放課後児童支援員の数が少ないため、自宅での養育を要請する場合など、市区町村の要請・同意により放課後児童クラブに通所しなかつた場合</p>	令和2年5月1日
31	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援）	補助対象額についてどのように算出すればいいですか。	<p>補助対象額については、各施設での1日・1人当たりの利用料を算出し、1日・1人当たりの補助基準額（500円）の範囲内で補助することとなります。</p> <p>各施設における1日当たりの利用料の算出方法については、例えば、以下のような方法が考えられます。</p> <p>（例：月25日開所の放課後児童クラブで利用料が月額1万円の1日当たりの利用料の算出方法） $\text{月額 } 10,000 \text{ 円} \div 25 \text{ 日 (開所日数)} = 1 \text{ 日当たり } 400 \text{ 円}$</p> <p>上記例の放課後児童クラブの場合は1日当たり400円が補助対象額となります。</p> <p>上記例の補助額の算出方法については、補助対象額に通所できなかつた日数を乗じた額となります。</p>	令和2年5月1日
32	放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	都道府県等からの要請等により放課後児童クラブ等を臨時休業することになった場合、子ども・子育て支援交付金の算定にあたって、当該休業日を開所日数に含めてよいか。	<p>「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（令和2年4月7日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）等における取り扱いを踏まえ、都道府県知事からの使用的制限等の要請を受けて地域子ども・子育て支援事業を臨時休業している場合において、子ども・子育て支援交付金の算定に当たっては、もともと開所の予定があったものについては、開所したものとして算定して差し支えありません。その際は、休業に至った経緯等を事業の歳入歳出に係る証拠書類として整理し保管するようご留意ください。</p> <p>なお、都道府県知事から使用的制限等の要請がない場合であっても、子どもや職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合など、市区町村の判断が必要な臨時休業を行う場合においても、上記の取扱いに準じることとします。</p> <p>また、都道府県等から臨時休業の要請がない場合であっても、職員や利用者に発症者がいる場合など、市町村の判断で必要な臨時休業を行う場合においても、上記の取り扱いに準じることとします。</p>	令和2年5月1日
33	放課後健全育成事業	市区町村の要請により臨時休業した場合の交付金の取扱いはどのようになりますか。	<p>市区町村の要請により臨時休業した場合の子ども・子育て支援交付金の算定に当たっては、もともと開所の予定があったものについては、開所したものとして算定して差し支えありません。</p> <p>なお、その際に算定できるものとしては基本額のほか、開所した場合に算定できる予定であった加算についても算定して差し支えありません。</p>	令和2年5月1日
34	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）	小学校の分散登校の実施により、休業している学年の子どもを午前中から放課後児童クラブで預かりを行った場合、「小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援」の対象となりますか。	お見込みのとおりです。	令和2年5月14日
35	放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、児童厚生施設	「緊急事態宣言後の保育所等の対応について（令和2年4月7日付け事務連絡）」にある「ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等」には、どのような者が想定されますか。	ひとり親家庭の子どもの他、例えば、病気や障害を有している保護者の子ども、同居している親族を常時介護・看護している保護者の子ども、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童などであって、家庭での保育が困難と考えられる場合が考えられ、市区町村において検討の上、適切にご判断ください。	令和2年5月14日

	事業名	質問	回答	発出日
36	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	令和2年度補正予算に計上している子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時利用支援加算について、既に事業を実施し、会員間で利用料の支払いを行ってしまったケースについては補助対象外となるのか。	既に事業を実施した場合等のやむを得ない事情がある場合においては、照会のケースも補助対象とし、利用会員へ償還払いをする取扱いとしても差し支えありません。	令和2年5月14日
37	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（全事業共通）	新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号の緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除がなされた地域についても、実施要件を満たせば、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業の対象となりますか。	各事業の実施要件を満たせば、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号の緊急事態措置を実施すべき区域の指定の有無にかかわらず、対象となります。	令和2年5月14日
38	放課後児童健全育成事業（通所を避けるよう要請する目安）	発熱に関して、低年齢児の場合、一般に体温が変動しやすい。何を基準に判断すればよいか。 ※No. 6を削除し、No. 38を追加	「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）（令和2年5月14日）」に基づき、発熱等がある場合は通所を避けるよう要請することとしています。ただし、発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることについて留意することが求められます。また、今般の新型コロナウイルスを発症した人の中には、あまり高い熱が出ないケースも見受けられます。子どもの個々の取り扱いについては、主治医や嘱託医と相談するとともに、判断に迷う場合は市区町村や保健所とも相談の上対応してください。	令和2年5月14日
39	放課後健全育成事業	新型コロナウイルス感染症対策のため、放課後児童クラブが臨時休業等をすることになった場合、自宅待機となった職員の給与について、どのように対応すべきか。	今般の新型コロナウイルス感染症に伴い、放課後児童クラブが都道府県等の要請を受けて休業している場合に、もともと開所の予定があったものについては、通常どおり開所したものとして交付金を交付し、減額は行わないようにしております。放課後児童クラブを運営する事業所の収入を保障しています。放課後児童クラブの臨時休業等に伴い自宅待機となった職員にかかる人件費の支出についても、これを踏まえて、適切にご対応いただくべきものと考えております。	令和2年5月20日
40	放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	都道府県等からの要請等により放課後児童クラブ等を臨時休業することになった場合、子ども・子育て支援交付金の算定にあたって、当該休業日を開所日数に含めてよいか。	新型コロナウイルス感染症への対応として、 ・都道府県知事からの使用の制限等の要請を受けて臨時休業している場合 ・市区町村の判断により、子どもや職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合など必要な臨時休業を行う場合において、子ども・子育て支援交付金の算定に当たっては、もともと開所の予定があったものについては、開所したものとして算定して差し支えありません。その際は、休業に至った経緯等を事業の歳入歳出に係る証拠書類として整理し保管するようご留意ください。	令和3年3月31日
41	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）	令和3年の夏季休暇について新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、期間を延長する自治体もあるが、当該自治体の放課後児童クラブが午前中から開所を行った場合の費用は「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）」の算定対象になりますか。	○新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、夏季休暇を延長した期間（以下「延長期間」という。）に放課後児童クラブを午前中から開所した場合の費用について、「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）」の算定の取り扱いは以下のとおりとなります。 ・延長期間について学校管理規定等を改正せず、小学校の授業の休業日以外の日として取り扱い、小学校を「臨時休業」し、放課後児童クラブを午前中から開所した場合に係る費用については、「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）」の算定対象として取り扱っていただいて差し支えありません。 ・延長期間について学校管理規定等を改正し、小学校の「夏季休暇」として取り扱い、放課後児童クラブを午前中から開所した場合に係る費用は、通常は運営費において算定することになりますが、当該期間は特殊事情による休業日であるため、新型コロナウイルス感染防止対策や利用児童に対する適切な育成支援を図る観点から、本来の夏季休暇終了日の翌日から延長終了日までの間は小学校の授業の休業日以外の日とみなし、「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）」の算定対象として取り扱っていただいて差し支えありません。 ○なお、「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）」にかかる補助単価については、保護者負担は求めないとの方考え方により設定していますので、ご留意ください。	令和3年9月2日